

## 2月議会に提出する議案について

### 1 議案名

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

### 2 被告となるべき者の住所、名称

滋賀県米原市上丹生 1515 番地  
有限会社香露園

### 3 訴訟の概要

被告となるべき者は、滋賀県米原市上丹生の県有地（醒井養鱒場内）について、当該法人が所有する建物の敷地として平成19年3月31日まで行政財産の使用許可を受けていたが、使用許可期限後も何ら適法な占有権原を有しないにもかかわらず、当該土地の占有を継続し、滋賀県に返還しないことから、当該建物の収去および当該土地の明渡し、ならびに平成19年4月1日から当該土地の明渡し済みまでの使用料相当損害金（令和5年3月31日時点計：340万6,179円）の支払いを求める訴えを提起するもの。

当該法人の代表は平成18年に死亡したが、法人登記簿は現在も死亡した江龍敬氏となっており、法人の実態がない状況。訴訟の相手方について弁護士に相談したところ、相続人を探すには膨大な時間がかかり、また、例え相続人が判明したとしても、相続人が同法人の代表者に就任する可能性は極めて低く、訴訟の相手方を確定させる行為には無理があることから、裁判所に民事訴訟法第35条の特別代理人を選定してもらうよう助言を得ている。

### 4 経緯

- |        |  |
|--------|--|
| 明治11年度 | ビワマスの養殖事業を目的とした県営ふ化場として醒井養鱒場を設立。<br>その後、一時民間に払い下げられる。  |
| 昭和4年度  | 水産試験場附属醒井養鱒場として県営に復帰。  |
| 昭和6年度  | 県の要望により江龍敬氏の父が場内に「香露園」を開業。   |
| 昭和25年度 | 父の死亡に伴い、江龍敬氏が店を継ぐ。   |
| 平成6年度  | 休業状態となる。   |
| 平成18年度 | 所有者である有限会社香露園の <u>唯一の役員（江龍敬氏）が死亡</u> 。<br>目的外使用許可が終了 → <u>撤去されないまま不法占拠状態が継続</u><br>使用料は平成18年度分まで納付済み、以降未払い状態となる。 |
| 令和3年度  | 建物の劣化が著しく進行<br>R3.7末頃 建物の真ん中付近が崩れ落ち、危険な状態となっている。<br>R4.1頃 年末年始の大雪で更に崩壊が進み危険性が増している。                              |

令和4年度 これ以上、建物を放置することは非常に危険な状況となっていることから、弁護士に危険回避のため建物を撤去できないか相談。裁判所に特別代理人を選定した上で、訴訟を提起し、判決をもらった上で撤去に向けた手続きを進めるよう助言いただいた。

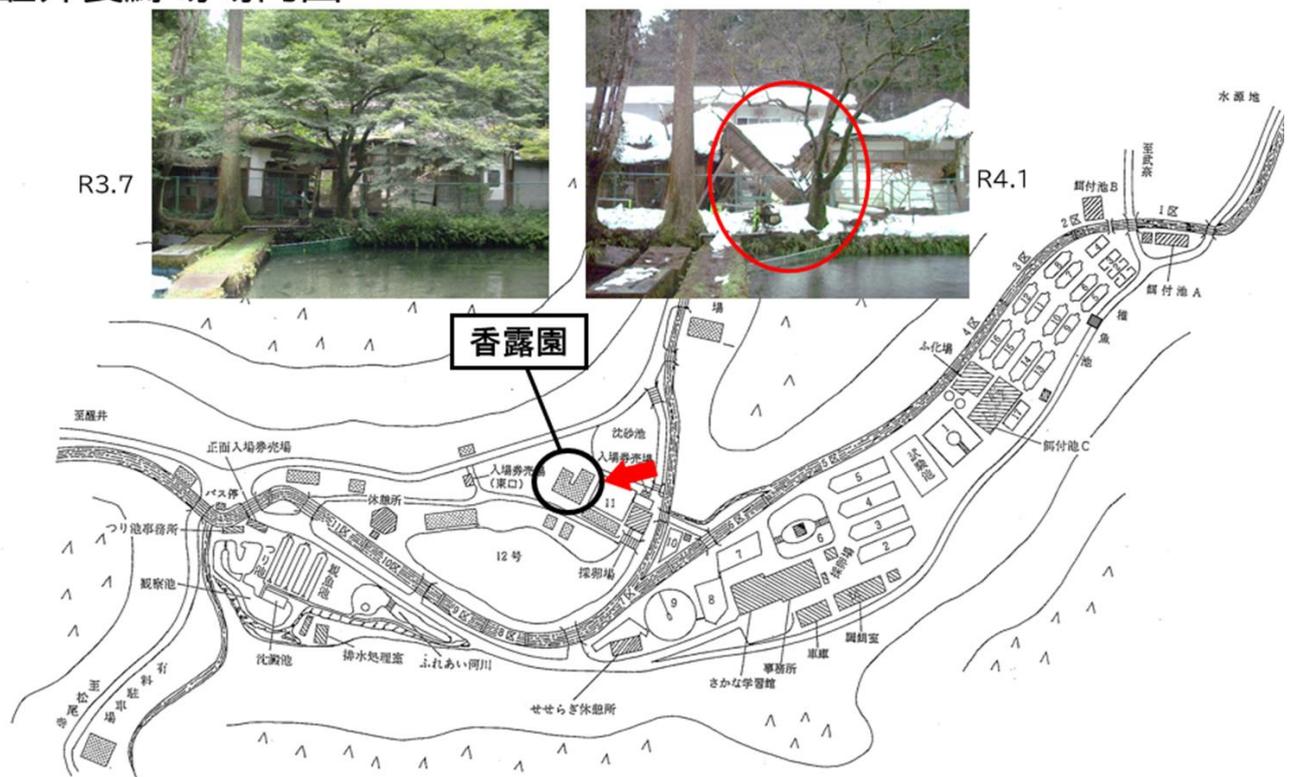
## 5 スケジュール（予定）

令和4年度 2月議会で建物収去土地明渡訴訟提起についての提案  
 令和5年度 訴訟提起 → 判決  
 令和6年度 強制執行の申立て → 執行開始 → 建物撤去完了・土地明渡し

## 6 費用負担について

訴訟費用のうち、訴訟手数料や弁護士費用の着手金、特別代理人報酬は、令和5年度の当初予算に要求済み。弁護士費用の成果報酬金は、令和5年度の補正予算で対応予定。

## 醒井養鱒場場内図



- ・平成24年度に建物周辺にフェンスを設置済み
- ・令和3年7月末頃 建物の真ん中付近が崩れ落ち、飼育池近くのフェンスに向かって傾き危険な状態となった
- ・令和4年1月頃 年末年始の大雪およびそれ以降に降り積もった雪の重みで更に崩壊が進み危険性が増している